

「秋田へGO！」秋田を旅しようキャンペーンを利用する旅行者全員にワクチン接種証明等が必要です

■ ワクチン接種歴

秋田県在住者の場合

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書 のいずれかにて証明

旅行者がワクチン **2回接種完了日** から 14日以上経過していればOK

【例】 7/1にコロナワクチン2回目接種 → 7/16から宿泊OK

6/30	7/1	7/2	7/15	7/16	7/17
	2回目接種	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊×	宿泊可能⇒	

秋田県以外の対象エリア在住者の場合

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書 のいずれかにて証明

旅行者がワクチン **3回接種完了** していればOK

【例】 8/1にコロナワクチン3回目接種 → 8/1以降は宿泊OK

7/31	8/1	8/2	8/15	8/16	8/17
	3回目接種日						
	3回目接種日以降宿泊可能→						

■ PCR検査（抗原定量検査含む）

⇒ 宿泊者が宿泊日当日の3日前以降に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

【例】 宿泊予定日が7/16の時は、7/13以降に検体採取の結果が必要となる

7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17
			← 検査結果対象外	← 検体採取期間	→	宿泊日	

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊者が宿泊日の**前日または宿泊当日**に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

※ワクチン接種証明書等は内容が確認出来れば原本である必要はなく、コピーやスマートフォンの写真等による提示も可とします。

※同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満（チェックイン時点）は検査不要です。